

下関市役務に係る契約入札心得

平成30年12月5日制定

(趣旨)

第1条 下関市が発注する業務委託（工事に関する設計、測量及び地質調査業務の委託を除く。）又は物件の賃借の契約で、下関市事務決裁規程（平成17年訓令第1号）別表第2の規定により契約事務専門監又は契約課長が専決することとされたもの（以下「役務」という。）の契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、下関市契約規則（平成21年規則第29号。以下「契約規則」という。）、下関市役務に係る一般競争入札実施要領（平成30年12月4日制定）、下関市電子入札システム取扱要領（平成27年10月1日制定）その他の規程に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、契約規則第4条第1項の公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を契約担当者（市長又は市長から契約を締結することについて専決する権限を与えられた者をいう。以下同じ。）に提出し、その旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、当該競争入札の執行前に、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の100分の5以上（これにより難い場合は、その都度市長が定める額）の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合（一部を免除された場合にあつては、当該免除された部分に限る。）は、この限りでない。

- (1) 総価契約 見積金額（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約（以下「長期継続契約」という。）にあつては、当該見積金額を1年間当たりの額に換算した額）

(2) 単価契約 入札参加者が見積もる単価の額に予定数量を乗じた金額（長期継続契約にあつては、当該金額を1年間当たりの額に換算した額）

- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証書を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封入のうえ、氏名及び金額を封皮に明記し、当該入札に要する提出書を添えて差し出さなければならない。
- 4 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、第1項の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。
- 6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては当該一般競争入札に係る契約の締結後に、落札者以外の入札参加者に対しては落札者の決定後に、これを還付する。
- 7 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は市に帰属する。

（入札等）

- 第4条 入札参加者は、当該一般競争入札に係る役務の仕様書（以下「仕様書」という。）及び現場等を熟覧し、別記下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印のうえ、これを案件名及び入札者の氏名を表記した封筒に入れ、公告に示した時刻に提出しなければならない。

- 3 入札参加者は、入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を代理人に持参させなければならない。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該一般競争入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
（入札書に記載する金額）

第5条 入札に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、次の各号に掲げる契約の種類により、当該各号に定める金額を入札書に記載しなければならない。ただし、公告に別に定めのある場合は、この限りでない。

- (1) 総価契約 見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額
（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 単価契約 見積もった契約希望金額（単位当たりの金額）
（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、一般競争入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を当該一般競争入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
（入札の無効）

第8条 一般競争入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 当該入札に参加する資格を有しない者のしたもの
- (2) 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
- (3) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの

- (4) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの（インターネットを利用した入札にあつては、市長が行う電子認証を受けていないもの）
 - (5) 無権代理人又は１人で２人以上の代理をした者がしたもの
 - (6) 虚偽の申請を行った者のしたもの
 - (7) 金額を訂正した入札書によるもの
 - (8) 明らかに連合によると認められるもの
 - (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書によるもの
 - (10) この心得等の入札に関する条件に違反したもの
 - (11) その他当該入札に関する公告に掲げる条件に違反したもの
- （開札の立会い）

第 9 条 開札は、公告で指定した日時に入札者を立ち会わせて行う。ただし、公告により郵便による入札が指定されている場合には、あらかじめ契約担当者が指定した者のみの立ち会いとする。この場合において、入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（落札者の決定）

第 10 条 一般競争入札による落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第 11 条 一般競争入札の開札をした場合において、各入札者による入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、必要に応じて再度の入札を行う。

2 前項の規定による再度入札は、２回を限度とする。

（同価格の入札者が２者以上ある場合の落札者の決定）

第 12 条 落札となるべき価格の入札をした入札者が２者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該一般競争入札の事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第 13 条 落札者は、記名押印した契約書の提出と同時に、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の 100 分の 10 以上（こ

れにより難い場合は、その都度市長が定める額)の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合(一部を免除された場合にあつては、当該免除された部分に限る。)は、この限りでない。

(1) 総価契約 契約金額(長期継続契約にあつては、契約金額を1年間当たりの額に換算した額)

(2) 単価契約 契約金額に予定数量を乗じた金額(長期継続契約にあつては、当該金額を1年間当たりの額に換算した額)

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

3 落札者は、第1項の規定により契約保証金を現金で納付する場合においては、あらかじめ、契約担当者にその旨を連絡しなければならない。

4 落札者は、第1項の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、これを当該契約書に添えて提出し、関係職員の調査を受けなければならない。

5 第3条第5項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(入札保証金等の振替)

第14条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約の締結等)

第15条 契約書を作成する場合においては、落札者は、落札決定の日から5日(下関市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条に規定する市の休日の日数は、算入しない。)以内に契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約を締結しなければならない。ただし、落札者から書面により期間の延長の申し出があつた場合で、契約担当者が承諾した場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は、その

効力を失う。

- 3 契約書の作成を省略する場合においては、落札者は、落札決定の通知を受けた後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がこの必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第16条 一般競争入札において入札をした者は、その入札後においては、この心得又は当該一般競争入札に係る仕様書若しくは現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

別記

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受注者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。